

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付

要綱

1 目的

この要綱は、地震発生時において市内の緊急輸送道路のうち東京都が指定する特定緊急輸送道路にかかる沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路および輸送路を確保するため、沿道建築物の補強設計にかかる費用を補助することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において使用する用語は、住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱（令和7年3月31日付け国住街第145号、国住市第99号、国住木第111号。以下「国要綱」という。）および東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

（1）補強設計　耐震診断にもとづく建築物等の補強工事の設計をいう。

（2）耐震化指針　耐震化推進条例第6条第1項に規定する耐震化指針をいう。

（3）特定緊急輸送道路　耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路をいう。

（4）分譲マンション　二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

3 補助対象

補助の対象となる建築物等（以下「補助対象建築物」という。）は、平成28年度までの青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金交付要綱における当該耐震診断補助を受け、耐震診断を実施（ただし、この要綱の実施前に耐震診断を実施した場合を含む。）した結果、耐震性が劣る

と判断された建築物等で、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

(1) 青梅市の区域内に存する沿道建築物（国または地方公共団体の所有するものおよびその他青梅市長（以下「市長」という。）が定めるものを除く。）であること。

(2) 建築物等の敷地が特定緊急輸送道路に接するものであること。

(3) 耐震化指針に適合するものであること。

(4) 国要綱にもとづく補助事業であること。

(5) 補強設計は、耐震化推進条例第10条第1項各号に掲げる者のうちいづれかのものが行うものであること。

(6) 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）値が0.6未満相当もしくは I_w （構造耐震指標）値が1.0未満相当であることまたは倒壊の危険性があると判断されたものであること。

(7) 補強設計は、当該耐震改修計画について、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）別添の指針に適合する水準にあるか否かについて、別途市長が定める専門機関において評定を受けたものであること（木造を除く。）。

(8) 補強設計は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および関係法令に重大な違反がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。

(9) 補強設計に要する費用について、他の補助金等の交付を受けていないこと。

4 補助対象者

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、特定緊急輸送道路にかかる沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる建築物に該当する場合は、当該各号に掲げる者とする。

(1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合または区分所有者の代表者

(2) 共同で所有する建築物等 共有者全員によって合意された代表者

5 捧助金額

挙助金の額は、挙助対象建築物の挙強設計に要する経費の額（ただし、次に掲げる額を限度額とする。）に、挙助率を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 捧助の限度

挙助は、同一の挙助対象建築物に対して1回限りとする。

7 事前相談

（1）挙助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、挙助金の交付申請前に市長に相談するものとする。

（2）申請者は、前号の事前相談後に挙助金交付申請の技術的な内容について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第3項に定める所管行政庁に事前に相談するものとする。

8 全体設計の承認

（1）申請者は、当該挙強設計が複数年度にわたる場合は、挙助金の交付申請前に青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震挙強設計挙助金全体設計（変更）承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。なお、事業費を変更する場合も同様とする。ただし、いずれの場合も令和9年度を最終年度とする。

ア 案内図

イ 配置図

ウ 工程表（年度ごとの出来高が分かるもの）

エ 見積書の写し（年度ごとの出来高が分かるもの）

オ その他市長が必要と認めた書類

（2）市長は、前号の規定による申請書が提出されたときはその内容を審査し、承認することを決定したときは青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震挙強設計挙助金全体設計（変更）承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

9 捧助金の交付申請

（1）申請者は、青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震挙強設計挙助金交付申請書（様式第3号。以下「挙助金交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、前項第2

号の規定による全体設計の承認を受けた者は、補助金の交付年度に交付申請するものとする。ただし、全体設計の承認後速やかに補助金交付申請書等の事前審査を受けるものとする。

- ア 建物全部事項証明書または建物の所有権を証する書類
- イ 建築確認通知書の写しまたは建築年月日を証する書類
- ウ 沿道建築物であることが確認できる書類
- エ 補強設計を行う者が耐震化推進条例第10条第1項に該当する者であることを証する書面の写し
- オ 耐震診断報告書の写し（概要版）
- カ 補強設計見積書の写しおよび工程表（概要）
- キ 代表者承諾書と共有者全員の同意書（建物の所有者が複数の場合）
- ク 管理組合の規約と補強設計の実施を決議したことが分かる書類（分譲マンションの管理組合の場合）
- ケ 法人全部事項証明書（法人の場合）
- コ その他市長が必要と認めた書類

（2）申請者は、交付を受けようとする補助金にかかる消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

10 補助金の交付決定

市長は、前項第1号に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付決定通知書（様式第4号）または青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

11 権利譲渡の禁止

前項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

12 補強設計の実施

（1）全体設計の承認を受けた者および補助決定者は、速やかに補強

設計の契約を行い、補強設計に着手するものとする。なお、全体設計の承認または補助金の交付決定前に契約の締結をしてはならない。

(2) 補助決定者は、補強設計に着手した場合は補強設計の契約書の写しと工程表を添えて、青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計着手届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

13 補強設計の変更

(1) 補助決定者は、補助金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる補助対象事業の内容を変更しようとするときは、青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計変更届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

ア 補助の対象となる部分の面積、配置、構造、形状および仕上げの変更

イ 補強設計工程の大幅な変更

ウ その他申請内容の大幅な変更

(2) 補助決定者は、補助金の額に変更が生じる補助対象事業の内容を変更しようとするときは、青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計変更申請書（様式第8号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(3) 市長は、前号に規定する申請があったときはその内容を審査し、適當と認めたときは青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計変更承認通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するものとする。

14 補強設計の中止

(1) 補助決定者は、事情により補強設計を中止しようとするときは、青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計中止届出書（様式第10号）を市長に届け出なければならない。

(2) 前号による届出があった場合は、当該補助金の交付決定はされなかつたものとみなす。

15 完了届

(1) 補助決定者は、補強設計が完了したときは、速やかに青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計完了届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。この場合において、青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計完了届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- ア 補強設計結果報告書の写し（評定書がある場合は、概要版）
- イ 補強計画にかかる評定書の写し（木造を除く。）
- ウ 補強設計費用明細書の写し
- エ 実際に要した費用が分かる書類
- オ その他市長が必要と認めた書類

（2）補助決定者（補助金の交付を受けた者を含む。）は、補強設計の完了後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税仕入控除税額が確定した場合は、青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金消費税仕入税額控除報告書（様式第12号）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長が当該消費税仕入控除税額の全部または一部の納付を命じたときは、補助決定者は、これを納付しなければならない。

16 補助金の額の確定

市長は、前項第1号に規定する青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計完了届を確認したときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付額確定通知書（様式第13号）により補助決定者に通知するものとする。

17 補助金の交付請求

前項に規定する通知を受けた者（以下「補助確定者」という。）は、速やかに青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付請求書（様式第14号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

18 補助金の交付

市長は、前項に規定する請求があったときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは、補助確定者に補助金を交付するものとする。

19 交付決定の取消し

市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付が決定されている補助金の全部または一部を取り消すことができる。なお、補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

20 補助金の返還

市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる補助金がすでに交付されているときは、その全部または一部について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

21 照会

市長は、第10項、第13項第3号および第16項にもとづく補助申請書等の審査に当たり、所管行政庁に技術的な内容について意見の照会を行うものとする。

22 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによる。

23 実施期日等

(1) この要綱は、平成24年4月1日から実施し、令和10年3月31日限り、その効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

24 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。
- (5) この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から実施する。
- (6) この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から実施する。
- (7) この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から実施する。
- (8) この要綱の一部改正は、令和7年4月1日から実施する。
- (9) この要綱の一部改正は、令和7年5月20日から実施し、同年4月1日から適用する。

様式第1号（第8項関係）

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金全体
設計（変更）承認申請書

年 月 日

青 梅 市 長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付要綱第8項
第1号の規定にもとづく全体設計（変更）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補強設計費用	円		
名称			
所在地	青梅市		
所有形態			
構造		規模	地上 階・地下 階
面積	延べ床面積	m ² (敷地面積 m ²)	
建築年月	年 月		
建築確認	有・無	年 月 日	第 号
検査済証	有・無	年 月 日	第 号
補強設計者	電話番号		
設計予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
添付書類	1 案内図 2 配置図 3 工程表（年度ごとの出来高が分かるもの） 4 見積書の写し（年度ごとの出来高が分かるもの） 5 その他（ ）		

様式第2号（第8項関係）

第 号
年 月 日

様

青梅市長

印

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金全体
設計（変更）承認書

年 月 日付けで申請のあった全体設計（変更）承認については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 補助対象建築物

名 称

所在地 青梅市

2 補強設計費用 円

（ 年度 円・ 年度 円）

3 補強設計期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 その他

事業に着手した場合は、様式第6号に準じた着手届を提出すること。

以 上

様式第3号（第9項関係）

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付申請書

年 月 日

青梅市長殿

申請者 住所

氏名

電話番号

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付要綱にもとづく補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助申請金額	円（設計費用予定額 円）			
建築物	名称			
	所在地	青梅市		
	所有形態			
	構造		規模	地上 階・地下 階
	面積	延べ床面積	m^2	（敷地面積 m^2 ）
	建築年月	年 月		
	建築確認	有・無	年 月 日	第 号
	検査済証	有・無	年 月 日	第 号
補強設計者	電話番号			
設計予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
添付書類	1 建物全部事項証明書または建物の所有権を証する書類 2 確認通知書の写しまたは建築年月日を証する書類 3 沿道建築物であることが確認できる書類 4 補強設計者が耐震化推進条例第10条第1項に該当する者であることを証する書面の写し 5 耐震診断報告書の写し（概要版） 6 補強設計見積書の写しおよび工程表（概要） 7 その他（ ）			

本申請に関する事項を、所管行政庁（多摩建築指導事務所）へ情報提供することに同意します。

様式第4号（第10項関係）

第 号
年 月 日

様

青梅市長

印

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付

決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震補強設計補助金については、下記のとおり交付することと決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

2 補助対象建築物

名 称

所在地 青梅市

3 補助金交付の条件

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付要綱の規定を遵守すること。

以 上

様式第5号（第10項関係）

第 号
年 月 日

様

青梅市長

印

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震補強設計補助金については、下記の理由により交付しないことと決定しましたので通知します。

記

1 申請の建築物

名 称

所在地 青梅市

2 不交付決定の理由

以 上

様式第6号（第12項関係）

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計着手届

年 月 日

青梅市長殿

申請者 住所

氏名

電話番号

年 月 日 付けで交付決定を受けた特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金にかかる設計に着手したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 補助対象建築物

名 称

所在地 青梅市

2 設計着手年月日 年 月 日

3 設計完了予定年月日 年 月 日

4 補強設計者

住 所

設計者名

電話番号

5 添付書類

(1) 耐震補強設計契約書の写し

(2) 工程表

様式第7号（第13項関係）

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計変更届出書

年　　月　　日

青　梅　市　長　殿

申請者　住所

氏名

電話番号

年　　月　　日付けで交付決定を受けた青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金にかかる設計について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1　補助対象建築物

名　称

所在地　　青梅市

2　申請の区分

変　更（第13項第1号）

3　変更の内容および理由

（内容）変更を示す図書を添付

（理由）

様式第8号（第13項関係）

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計変更申請書

年　　月　　日

青　梅　市　長　殿

申請者　住所
氏名
電話番号

年　　月　　日付けで交付決定を受けた青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金にかかる設計について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1　補助対象建築物

名　称

所在地　　青梅市

2　申請の区分

変　更　（第13項第2号）

3　変更の内容および理由

（内容）変更を示す図書を添付

（理由）

本申請に関する事項を、所管行政庁（多摩建築指導事務所）へ情報提供することに同意します。

様式第9号（第13項関係）

第 号
年 月 日

様

青梅市長

印

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金にかかる設計の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 補助対象建築物

名 称

所在地 青梅市

2 承認の区分

変 更（第13項第2号）

3 変更の内容および理由

（内容）

（理由）

4 その他

変更契約書の写しを提出してください。

以 上

様式第10号（第14項関係）

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計中止届出書

年　　月　　日

青　梅　市　長　殿

申請者　住所
氏名
電話番号

年　　月　　日付けで交付決定を受けた青梅市特定緊急輸送
道路沿道建築物耐震補強設計補助金にかかる設計について、下記のとお
り中止するので届け出ます。

記

1　補助対象建築物

名　称

所在地　　青梅市

2　申請の区分

中　止

3　中止の理由

（理由）

様式第11号（第15項関係）

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計完了届

年 月 日

青梅市長殿

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日 付け 第 号で耐震補強設計補助金
交付決定を受けた特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強設計が、下記
のとおり完了したので関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象建築物

名 称
所在地 青梅市

2 耐震補強設計期間

設計着手 年 月 日
設計完了 年 月 日

3 補強設計者

住 所
設計者名
電話番号

4 添付書類

- (1) 補強設計結果報告書の写し（評定書がある場合は、概要版）
- (2) 補強計画にかかる評定書の写し（木造を除く。）
- (3) 補強設計費用明細書の写し
- (4) 実際に要した費用が分かる書類
- (5) その他（ ）

本申請に関する事項を、所管行政庁（多摩建築指導事務所）へ情報提供
することに同意します。

様式第12号（第15項関係）

年 月 日

青梅市長殿

申請者 住所
氏名
電話番号

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金消費
税仕入税額控除報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金にかかる

年度消費税仕入税額が確定したので、関係書類を添えて下記のとおり
報告します。

記

1 青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付要綱第
16項の規定にもとづく額の確定額

円

2 消費税の申告により確定した消費税法第30条の課税仕入れにかかる
消費税額（要補助金返還相当額）

円

3 その他参考となる書類（2の金額の精算の内訳等）

様式第13号（第16項関係）

第 号
年 月 日

様

青梅市長

印

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付
額確定通知書

年 月 日付けで完了届のあった耐震補強設計補助金について
は、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助金額

円

2 補助金の交付請求

本通知到達後、速やかに青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強
設計補助金交付請求書（様式第14号）を提出して下さい。

以 上

様式第14号（第17項関係）

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付請求書

年 月 日

青 梅 市 長 殿

申請者 住所

氏名

印

電話番号

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付要綱第17項の規定にもとづき、下記のとおり耐震補強設計補助金を請求します。

記

1 請求金額

_____ 円

2 振込口座名

銀行

金融機関名 _____ 支店 _____

信用金庫 _____ 信用組合 (普通・当座)

農業協同組合

口座番号 _____ フリガナ _____ 口座名義人 _____

様式第15号（第19項関係）

第 号
年 月 日

様

青梅市長

印

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付
決定取消通知書

青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付要綱第19項の規定にもとづき、下記のとおり補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、補助金の返還を命じます。

記

1 取消しの範囲

2 取消しの理由

3 返還額

4 返還期限

以上